

会員規約一部改訂のお知らせ

2024年7月6日(土)より、「会員規約」の内容を一部改訂いたしましたので、ご案内申し上げます。

■主な改訂内容

1. カード会員規約 新旧対照表 ※変更箇所のみ抜粋版

改訂前	改訂後
第8条（代金の決済） (新設)	第8条（代金の決済） <u>2. 当社は、前項に定めるところにより本会員宛に利用明細書を送付したときには、以下の事由を除き、当社に対し、利用明細書の発行及び送付に係る手数料（以下「明細書発行手数料」といいます。）として当社が別に定める額を支払うものとしします。</u> <u>①キャッシングの利用が含まれる場合、その他利用内容等により当社が不要と判断した場合。</u> <u>②その他、当社が別に定めた場合。</u>
(新設)	<u>3. 明細書発行手数料は、利用明細書の発行が行われた月を基準にして、本条第4項または第5項に定める支払期日までに、当社指定の方法により支払うものとしします。</u>
2. 支払いは原則として、当社指定の金融機関の中から本会員が予め届け出た本会員名義の預金口座等より自動振替で支払うものとしします。自動振替による支払期日は、締切日の属する月の26日としします。但し、支払期日が金融機関休業日の場合は、翌営業日としします。	4. 支払いは原則として、当社指定の金融機関の中から本会員が予め届け出た本会員名義の預金口座等より自動振替で支払うものとしします。自動振替による支払期日は、締切日の属する月の26日としします。但し、支払期日が金融機関休業日の場合は、翌営業日としします。
3. 自動振替の口座登録が完了していない場合、支払を遅滞した場合等、当社が特に認めた場合は、会員は、当社が指定する口座に振込む方法等の当社が指定した方法により支払うものとしします。なお口座登録が完了していない場合の支払期日は、締切日の属する月の末日としします。但し、支払期日が金融機関休業日の場合は、当	5. 自動振替の口座登録が完了していない場合、支払を遅滞した場合等、当社が特に認めた場合は、会員は、当社が指定する口座に振込む方法等の当社が指定した方法により支払うものとしします。なお口座登録が完了していない場合の支払期日は、締切日の属する月の末日としします。但し、支払期日が金融機関休業日

改訂前	改訂後
<p>社が利用明細書で指定する条件に従い支払うものとします。</p>	<p>の場合は、当社が利用明細書で指定する条件に従い支払うものとします。</p>
<p>4. 海外におけるカードの利用代金が、外国通貨建ての場合、当社所定の方法により、円換算して支払うものとします。尚、日本国外でカードを利用する場合、現在または将来適用される外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等により、許可書、証明書その他書類を必要とする場合には、当社の要求に応じてこれを提出するものとし、また、日本国外でのカードの利用の制限もしくは停止に応じることがあるものとします。</p>	<p>6. 海外におけるカードの利用代金が、外国通貨建ての場合、当社所定の方法により、円換算して支払うものとします。尚、日本国外でカードを利用する場合、現在または将来適用される外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等により、許可書、証明書その他書類を必要とする場合には、当社の要求に応じてこれを提出するものとし、また、日本国外でのカードの利用の制限もしくは停止に応じることがあるものとします。</p>
<p>5. 第2項の規定にかかわらず、予め当社が特に認める場合には、本会員以外の別個人名義の預金口座等（この場合も原則、本会員の配偶者である家族（会員）名義の預金口座等とします。）を届け出ることができるものとします。</p>	<p>7. 第4項の規定にかかわらず、予め当社が特に認める場合には、本会員以外の別個人名義の預金口座等（この場合も原則、本会員の配偶者である家族（会員）名義の預金口座等とします。）を届け出ることができるものとします。</p>
<p>6. 本会員が本会員以外の方の名義に係る預金口座等を振替口座として届け出た場合において、届け出た預金口座等の名義人（当該預金口座に関する管理権限を有する方を含むものとします。）より当社に対して当該預金口座に対する請求行為等を停止するように申し入れがあった場合に、予め通知することなく当社が応じる場合があることを了承するものとします。この場合、本会員は本規約に基づく債務を当社の指定する方法にて支払うものとします。また、遅滞なく支払のための預金口座等を当社に届け出るものとします。</p>	<p>8. 本会員が本会員以外の方の名義に係る預金口座等を振替口座として届け出た場合において、届け出た預金口座等の名義人（当該預金口座に関する管理権限を有する方を含むものとします。）より当社に対して当該預金口座に対する請求行為等を停止するように申し入れがあった場合に、予め通知することなく当社が応じる場合があることを了承するものとします。この場合、本会員は本規約に基づく債務を当社の指定する方法にて支払うものとします。また、遅滞なく支払のための預金口座等を当社に届け出るものとします。</p>
<p>(新設)</p>	<p>9. <u>本会員は、当社に対し、利用明細書の再発行を依頼できるものとします。この場合本会員は、本条第3項に準じて当社の定める所定の手数料を支払うものとします。</u></p>
<p>第9条（遅延損害金） (新設)</p>	<p>第9条（遅延損害金） 3. <u>(1) 会員が、第1項または前項のいずれにも該当しない金銭債務（以下「その他支払金」といいます。）の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該債務に対し、年14.6%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。</u></p>

改訂前	改訂後
	<p><u>(2) 会員が、その他支払金の支払い期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日の翌日から完済の日に至るまで、当該債務の残金全額に対し、年14.6%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。</u></p>
<p>3. 遅延損害金率は、金融情勢等の事情により本会員に通知して変更する場合があります。変更した場合の料率は、変更後の新規利用分から適用します。</p>	<p>4. 遅延損害金率は、金融情勢等の事情により本会員に通知して変更する場合があります。変更した場合の料率は、変更後の新規利用分から適用します。</p>

2. あんしんリボ特約 新旧対照表 ※変更箇所のみ抜粋版

改訂前	改訂後
<p>あんしんリボ特約 あんしんリボ特約（以下「本特約」といいます。）は、当社が本特約第1条に定める「あんしんリボ」について定めるものとし、カード会員規約（以下「会員規約」といいます。）に加えて適用されます。尚、両規定が重複する場合は本特約を優先します。</p>	<p>事前登録型リボサービス特約 事前登録型リボサービス特約（以下「本特約」といいます。）は、当社が本特約第1条に定める「事前登録型リボサービス」について定めるものとし、カード会員規約（以下「会員規約」といいます。）に加えて適用されます。尚、両規定が重複する場合は本特約を優先します。</p>
<p>第1条（本サービス概要） 「あんしんリボ」（以下本特約において「本サービス」といいます。）とは、会員規約第30条6項にかかわらず、本会員が事前に本サービスの利用登録をすることにより、カード利用の際にリボルビング払いの指定をしなくても、一定の要件の下、ショッピングの利用代金等の支払方法をリボルビング払いとするサービスです。本サービスを利用した場合、本会員は、本特約第5条に定める範囲内で、リボルビング払手数料の免除を受けることができます。</p>	<p>第1条（本サービス概要） 「事前登録型リボサービス」（以下本特約において「本サービス」といいます。）とは、会員規約第30条6項にかかわらず、本会員が事前に本サービスの利用登録をすることにより、カード利用の際にリボルビング払いの指定をしなくても、一定の要件の下、ショッピングの利用代金等の支払方法をリボルビング払いとするサービスです。本サービスを利用した場合、本会員は、本特約第5条に定める範囲内で、リボルビング払手数料の免除を受けることができます。</p>

3. ショッピング分割払い・リボルビング払いの手数料率及び算定例

ショッピング分割払い・リボルビング払いの手数料率は、株式会社 エムアイカード発行のすべてのカードにおいて一律に変更いたしました。改訂後の手数料率及び算定例は以下の通りです。

ショッピング分割払い・リボルビング払いのご案内

別表

■ ショッピング分割払いの支払回数、支払期間、及び分割払手数料の料率（会員規約第31条3項）

a.支払回数	2回	3回～36回
b.支払期間	2カ月	3カ月～36カ月
c.分割払手数料の料率	なし	15.00%

■ ショッピングリボルビング払いの手数料の料率（会員規約第31条5項）

実質年率15.00%（月利1.25%）

■ショッピング・分割支払金の算定例

支払回数	実質年率	代金 100 円 あたり分割 払手数料	利用代金	分割払 手数料	分 割 支払金 合計額	分 割 支払金 (月額)
3 回払	15.00%	2.510	100,000	2,510	102,510	34,170
4 回払		3.140		3,140	103,140	25,785
5 回払		3.780		3,780	103,780	20,756
6 回払		4.420		4,420	104,420	17,403
7 回払		5.060		5,060	105,060	15,008
8 回払		5.710		5,710	105,710	13,213
9 回払		6.350		6,350	106,350	11,816
10 回払		7.000		7,000	107,000	10,700
11 回払		7.660		7,660	107,660	9,787
12 回払		8.310		8,310	108,310	9,025
13 回払		8.970		8,970	108,970	8,382
14 回払		9.630		9,630	109,630	7,830
15 回払		10.290		10,290	110,290	7,352
16 回払		10.950		10,950	110,950	6,934
17 回払		11.620		11,620	111,620	6,565
18 回払		12.290		12,290	112,290	6,238
19 回払		12.970		12,970	112,970	5,945
20 回払		13.640		13,640	113,640	5,682
21 回払		14.320		14,320	114,320	5,443
22 回払		15.000		15,000	115,000	5,227
23 回払		15.680		15,680	115,680	5,029

24 回払		16.370		16,370	116,370	4,848
25 回払		17.060		17,060	117,060	4,682
26 回払		17.750		17,750	117,750	4,528
27 回払		18.440		18,440	118,440	4,386
28 回払		19.140		19,140	119,140	4,255
29 回払		19.830		19,830	119,830	4,132
30 回払		20.540		20,540	120,540	4,018
31 回払		21.240		21,240	121,240	3,910
32 回払		21.950		21,950	121,950	3,810
33 回払		22.650		22,650	122,650	3,716
34 回払		23.370		23,370	123,370	3,628
35 回払		24.080		24,080	124,080	3,545
36 回払		24.800		24,800	124,800	3,466

支払額の具体的算定例は、下記のとおりとなります。

A. 利用代金 100,000 円、10 回払い（頭金なし）の場合
（実質年率：15.00%）

分割払手数料 100,000 円×（7,000 円/100 円）=7,000 円

分割支払金合計額 100,000 円+7,000 円=107,000 円

分割支払金 107,000 円÷10 回=10,700 円

B. 利用代金 100,000 円、24 回払い（頭金なし）の場合
（実質年率：15.00%）

分割払手数料 100,000 円×（16,370 円/100 円）=16,370 円

分割支払金合計額 100,000 円+16,370 円=116,370 円

分割支払金 $116,370 \text{ 円} \div 24 \text{ 回} = 4,848 \text{ 円}$

C. 利用代金 $100,000 \text{ 円}$ 、36 回払い（頭金なし）の場合
（実質年率：15.00%）

分割払手数料 $100,000 \text{ 円} \times (24,800 \text{ 円} / 100 \text{ 円}) = 24,800 \text{ 円}$

分割支払金合計額 $100,000 \text{ 円} + 24,800 \text{ 円} = 124,800 \text{ 円}$

分割支払金 $124,800 \text{ 円} \div 36 \text{ 回} = 3,466 \text{ 円}$

（注）支払期日によって前述の表と異なる場合があります。

（中略）

■ショッピング・リボルビング払いの算定例

弁済金の具体的算定例

利用残高 10 万円の場合 支払期日 26 日

弁済金 1 万円コース

1 回目手数料充当分 $100,000 \text{ 円} \times (15.00\% \times 21 \text{ 日} \div 365 \text{ 日}) = 863 \text{ 円}$

元本充当分 $10,000 \text{ 円} - 863 \text{ 円} = 9,137 \text{ 円}$

2 回目手数料充当分 $(100,000 \text{ 円} - 9,137 \text{ 円}) \times 1.25\% = 1,135 \text{ 円}$

元本充当分 $10,000 \text{ 円} - 1,135 \text{ 円} = 8,865 \text{ 円}$

以上